証券コード　6063
平成30年3月12日

株　主　各　位

東京都文京区小石川一丁目21番14号
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
代表取締役社長　吉　　田　　一　　正

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年３月27日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年３月28日（水曜日）午前11時（午前10時30分受付開始）
２．場　　所　　東京都文京区春日一丁目16番21号　文京シビックセンター26階
　　スカイホール
　　（末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。）
３．目的事項
　　報告事項　１．第15期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第15期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件
　　第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

≪当社ウェブサイト≫https://emergency.co.jp/

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業の業績や雇用情勢の改善などにより、景気は緩やかな回復基調が続いております。一方で、米国新政権の政策や欧州の政治リスク、東アジアの地政学的リスクが与える影響の懸念などもあり、景気の先行きは不透明な状況が続いています。

当社グループの主要事業の業績に影響を与える海外出国者数につきましては、景気回復の影響等により平成29年のほぼ全ての月において対前年同月比で増加し、平成29年全体では17,889千人で前年比4.5％増となりました（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

海外からの訪日外客数は、航空路線の拡充やクルーズ船寄港数の増加、ビザの緩和に加え、これまでの継続的な訪日旅行プロモーション等により、前年比19.3％増で過去最高の28,690千人となりました（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

当社の主要業務である海外における日本人顧客向けの医療アシスタンスサービスにとって海外出国者数の増加は好環境であり、事業法人向けアシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービスの提供は堅調に推移しました。

海外旅行保険の付帯サービスに関しては上期は請求業務の企業間競争、テロ等の影響による欧州での売上低迷により売上が伸びませんでしたが、下期は売上が前年同期比でプラスとなり底打ちの兆しが見られます。

また、外国人患者受入を実施する国際医療事業についても日本の高度医療に対する認知度の向上と外国人受入医療機関の増加を受けて着実に実績をあげております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,567百万円（前期比2.3％増）と増収になりました。

一方で、業務量増加に対応した要員増に伴う人件費の増加等により、当連結会計年度の売上原価は1,954百万円（前期比4.8％増）、販売費及び一般管理費が550百万円（前期比11.4％増）となり、営業利益は62百万円（前期比58.3％減）、経常利益は38百万円（前期比67.3％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は25百万円（前期比60.6％減）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

（医療アシスタンス事業）

（ⅰ）海外旅行保険の付帯サービス

海外旅行保険の付帯サービスに関しては請求業務の不振を回復するべく取引先・医療機関等に対するアプローチを積極的に実施することで収益回復に努めた結果、下期は売上が前年同期比でプラスとなりました。

（ⅱ）事業法人向けアシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービス

当社は企業・大学が求める海外リスク管理サービスを総合的に提供することでリスクマネジメントの負担軽減、コスト抑制を図るワンストップサービスを提供しています。昨今の企業や大学の海外における危機管理意識の高まりを受け、サービスの利用が増え、企業・大学に対する売上高は増加しています。

（ⅲ）国際医療事業

国際医療事業につきましては現地におけるプロモーション活動や関連業種との連携を進めております。11月にはSNSサービスによる情報提供としてFacebookに加え中国グループ会社でWeChatにおける情報配信を始めております。

上述のとおり、患者受入環境の好転と相まって患者受入数は着実に増加しました。

官公庁等からの受注事業として11月に厚生労働省の平成29年補助事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」における電話医療通訳サービス利用促進事業者と医療通訳養成支援間接事業の実施団体に選定され、12月には一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローからインバウンド対応緊急医療体制整備事業を受託しました。

また、海外からの訪日外客数の増加に伴い、外国人に病気や怪我など不測の事態が起こった場合の迅速かつ適切な医療提供ニーズが高まっており、国内医療機関と協力してアシスタンスサービスを提供する緊急対応型アシスタンスに関しても需要が増加しています。

当セグメントの費用に関しましては、ビジネス拡大のための人材・設備投資により増加しました。また、昨今の採用難により採用コストや人件費単価が増加しました。

これらの結果、医療アシスタンス事業の売上高は2,100百万円（前期比1.7％増）、セグメント利益は359百万円（前期比10.7％減）となりました。

（ライフアシスタンス事業）

ライフアシスタンス事業においては新規契約の締結や当社サービスへの需要が増加し、売上高は堅調に推移しました。一方で増大する顧客対応業務に対応するべく人員採用を進め人件費が増加しました。

この結果、ライフアシスタンス事業の売上高は466百万円（前期比5.3％増）、セグメント利益は95百万円（前期比24.5％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、事業規模の拡大に伴う事務所の拡張や業務システムの導入等、当社の経営基盤を増強するための設備投資を行っております。当連結会計年度の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の取得価額）は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度
医療アシスタンス事業	58百万円
ライフアシスタンス事業	58百万円
計	116百万円
消去又は全社	11百万円
合計	128百万円

医療アシスタンス事業では、従来よりも効率的なアシスタンスサービスを提供可能とする投資として主に基幹システムへの設備投資を行いました。

ライフアシスタンス事業では、業務効率化のための設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

(2) 連結会計年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (平成26年12月期)	第 13 期 (平成27年12月期)	第 14 期 (平成28年12月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売上高（千円）	2,199,909	2,530,977	2,509,189	2,567,022
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△26,440	131,367	118,914	38,912
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△35,570	89,507	64,049	25,255
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円）	△14.71	36.71	26.06	10.25
総資産（千円）	1,995,625	2,048,360	2,079,137	2,119,492
純資産（千円）	594,552	668,653	721,511	750,376
1株当たり純資産額（円）	244.85	271.24	287.15	296.20

（注）平成27年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額は第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第12期 (平成26年12月期)	第13期 (平成27年12月期)	第14期 (平成28年12月期)	第15期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売上高（千円）	2,164,877	2,498,619	2,485,832	2,530,877
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△55,676	80,840	84,349	△5,064
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△63,047	61,908	38,410	△6,581
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円）	△26.08	25.39	15.63	△2.67
総資産（千円）	1,797,194	1,853,572	1,881,153	1,880,685
純資産（千円）	435,201	495,376	536,498	524,257
1株当たり純資産額（円）	179.34	202.21	212.05	204.58

（注）1．平成27年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額は第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

2．第12期は、ビジネス拡大により医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業の売上が堅調に推移したものの、円安により海外センターへの支払い金額の増額、及び、業務量増加を見越して先行投資を実施したことにより、増収減益となりました。

3．第13期は、ビジネス拡大により医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業の売上が堅調に推移し、円安により海外センターへの支払い金額が増額し人材やＩＴ投資を実施したものの、効率的な業務運営を実施できたことにより、増収増益となりました。

4．第14期は、医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業の売上が堅調に推移したものの、一部不採算契約の更新見送りの影響が出てほぼ前年と同様の売上になりました。費用に関しては円高により海外センターへの支払い金額が抑制され、効率的な業務運営を実施でき増益となりました。また税務上の繰越欠損金が前期に解消したため法人税等が前期に比べると増加し、当期純利益が前期よりも減少しました。

5．第15期は医療アシスタンス事業の海外旅行保険の付帯サービスの売上が上期は競争激化と外部環境悪化により売上不振でしたが、下期には回復の兆しが見えました。ライフアシスタンス事業の売上は堅調に推移しました。その結果売上高は若干の増収でした。費用に関しては昇給や人員増による人件費増加、採用コスト上昇等に伴って増加し、減益となりました。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	150,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司	250,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	165,000シンガポールドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	7,000,000タイバーツ	100.0% (5.7%)	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.	10,000,000バングラデシュタカ	51.0%	医療アシスタンスサービスの提供

(注) 1.当社の連結子会社は、上記の重要な子会社５社であります。

2.議決権比率の（）内の数値は間接所有割合を内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

平成30年度の当社の事業環境を想定すると、訪日外客数の急増を受けて、行政機関、医療機関、損害保険会社等からの新たな事業ニーズが数多く寄せられており、既存事業分野でも、企業や大学等からの需要はますます高まる傾向にあります。こうした期待に応えるとともに、新規ニーズを確実に当社事業として取込み、事業拡大を図る大きなチャンスが到来しています。

もちろん、多くの分野で競争が激化するとともに、人手不足の影響を受けて人材の確保が非常に難しくなっており、これにかかる経費も増加しています。事業拡大にはいくつもの困難な障壁がありますが、最優先課題として業務プロセスの抜本的な見直しを行って業務品質の一層の向上と効率化を推し進め、競争力を高め、一段高いステージへの成長を目指さねばなりません。

こうした観点から、今年度の重点事業目標を下記のように定めました。

平成30年度は、全役員・社員の力を結集し、この目標を確実に達成し、強固な事業基盤の上に新規事業領域を拡大し続ける、長期的な発展企業を目指します。

①全グループあげての業務プロセスの見直し

グループ内の全組織で、業務プロセスの見直しまでさかのぼった、徹底した業務改善に取り組み、業務の高品質化、効率化を実現し、どこにも負けない競争力を身につけ、厳しい競争に打ち勝てる企業体質を作り上げます。

②海外センターの自立推進

各海外センターは、既存事業において独自の施策を取り入れて収益の向上をはかるとともに、その国の事業環境に合った独自の事業も開拓し、高収益構造の自立した企業体質づくりに取り組みます。

③既存事業の売上拡大

特にニーズの高まりつつある以下の事業の大幅拡大に取り組みます。

・海外旅行保険付帯医療アシスタンス事業売上の大幅拡大
・国際医療コーディネートサービスの拡大
・コーポレート契約等の自社商品の販売拡大

④新規事業の早期事業化

・訪日外客数の飛躍的な伸びに焦点を当てたインバウンド医療アシスタンス事業の確立と拡大
・日本医療への信頼性向上を背景にしたアウトバウンド医療アシスタンス事業の確立

⑤従業員のやりがいを高める仕組みの構築

人手不足の環境にあって、優秀な人材確保競争に打ち勝てる魅力的な企業づくりに取り組みます。

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
医療アシスタンス事業	海外旅行や海外駐在、海外渡航中に病気や怪我をされたユーザーが、自国にいるときと同様に不自由なく必要な医療を受けられるようにご支援をするサービス
ライフアシスタンス事業	クレジットカード会社のカード会員に対するコンシェルジュサービスを提供し、「より気持ちよく、より楽しい」海外での生活を過ごしていただくためのご支援をするサービス

(6) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

当　社	本社　　：東京都文京区 大阪オフィス：大阪府大阪市中央区 イギリス事業所：West Sussex, United Kingdom
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	本社：Richmond,Virginia U.S.A.
北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司	本社　　：北京市朝陽区 上海オフィス　：上海市静安区 広州オフィス　：広東省広州市天河区 大連オフィス　：遼寧省大連市中山区
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	本社：Singapore
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	本社：Bangkok, Thailand
Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.	本社：Dhaka, Bangladesh

(7) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
医療アシスタンス事業	183（12）名	△4（△2）名
ライフアシスタンス事業	48（7）名	3（1）名
管理部門等	34（6）名	△2（△1）名
合計	265（25）名	△3（△2）名

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
178（21)名	2（△3）名	39.4歳	5.4年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	245,070千円
株式会社みずほ銀行	50,000千円
株式会社三井住友銀行	169,306千円
株式会社千葉銀行	50,000千円
株式会社東京都民銀行	60,000千円
株式会社第四銀行	50,000千円
日本生命保険相互会社	100,000千円
株式会社りそな銀行	20,032千円
株式会社横浜銀行	10,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,304,000株
② 発行済株式の総数　2,468,400株
③ 株主数　1,464名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
吉田一正	802,000株	32.49%
ヴァンタークルーズヘルスサービスインク	294,400株	11.92%
白水秀樹	121,200株	4.91%
近藤仁	94,800株	3.84%
氷鉋健一郎	66,000株	2.67%
楽天証券株式会社	33,500株	1.35%
株式会社ＳＢＩ証券	25,700株	1.04%
カブドットコム証券株式会社	24,700株	1.00%
スティーブ・アール	19,200株	0.77%
金子登	17,100株	0.69%

（注）持株比率は自己株式（148株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成29年12月31日現在）

		第２回新株予約権
発行決議日		平成22年12月30日
新株予約権の数		20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）2		普通株式　16,000株 （新株予約権１個につき800株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）2		新株予約権１個当たり 250,000円 （１株当たり313円）
権利行使期間		平成25年１月１日から 平成32年10月31日まで
行使の条件		（注）1
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　９個 目的となる株式数　7,200株 保有者数　２名 （注）3
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　７個 目的となる株式数　5,600株 保有者数　２名 （注）4

（注）１．第２回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1)新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社もしくは当社子会社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。

2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。当社が新株予約権の行使可能期間中にいずれかの金融商品取引所に上場していない場合は、権利行使ができません。

3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2．平成24年3月23日付で行った株式分割（1株につき400株の割合）、及び、平成27年9月1日付で行った株式分割（1株につき2株の割合）により、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
3．取締役（監査等委員を除く）２名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
4．取締役（監査等委員）が保有している新株予約権７個のうち５個（目的となる株式数4,000株、対象者１名）は、使用人として在籍中に付与されたものです。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田一正	医療事業部担当 EJUS取締役、EJS取締役、EJC董事長 EJT取締役、EJB取締役
取締役副社長	前川義和	管理部担当、IR室長、医療事業部長
取締役副社長	倉田潔	営業部担当、B1事業部門担当、B2事業部門担当、N事業部門管掌、EJC董事
取締役	千代隆明	ネットワーク部担当､N事業部門担当、インバウンド戦略・体制整備担当
取締役	ソル・エーデルスタイン	国際戦略担当 EJUS代表取締役 Vanter Cruise Health Services,Inc.CEO ジョージワシントン大学医学部教授
取締役 常勤監査等委員	榊原牧子	
取締役 監査等委員	勝田和行	監査等委員会委員長
取締役 監査等委員	三宅秀夫	三宅秀夫公認会計士事務所所長 株式会社マネジメントエンジン・ジャパン代表取締役

（注）1．取締役 監査等委員 勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、社外取締役であります。
2．取締役 監査等委員 三宅秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4．当社は取締役 監査等委員 勝田和行氏及び三宅秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan （U.S.A.）, Inc.であります。
6．EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan （Singapore） Pte. Ltd.であります。
7．EJCの正式名称は北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。
8．EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co., Ltd.であります。
9．EJBの正式名称はEmergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.であります。
10．B1事業部門とは、RMS部及びCA部をいいます。
11．B2事業部門とは、CRMS部をいいます。
12．N事業部門とは、国際医療第一部、国際医療第二部及び国際プロジェクト事業部をいいます。

13. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
石井　弘之	平成29年３月28日	任期満了	B1事業部門、インバウンド戦略・体制整備担当、EJC董事

② 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	５名 （－名）	70,392千円 （－千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	３名 （２名）	7,200千円 （3,600千円）
合　　計 （うち社外役員）	８名 （２名）	77,592千円 （3,600千円）

（注）１．上記人員には、当事業年度中に退任した取締役１名を含めております。
２．上記人員には、無報酬の取締役１名は含めておりません。
３．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
４．平成28年３月25日開催の第13回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議いただいております。
５．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度に係るストック・オプション費用3,492千円（退任した取締役１名）

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 監査等委員 三宅秀夫氏は、三宅秀夫公認会計士事務所所長及び株式会社マネジメントエンジン・ジャパンの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役 監査等委員 勝田　和行	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。保険会社の取締役及び監査役、日本経営倫理学会理事としての経験に基づく高い専門的知識を活かし、取締役会、監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。
取締役 監査等委員 三宅　秀夫	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会、監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を取締役会で決議しております。取締役会決議の内容は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、取締役および社員、その他の従業員が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範を示した「EAJ行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役および使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社長を委員長とするリスク管理委員会においてコンプライアンスに関連する議題を取り上げて検討し、対応策を講じ、教育、啓蒙等必要な諸活動を推進する。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」に基づく、内部通報制度を整備・運用する。

ロ．業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査組織へフィードバックする。

ハ．当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わない。反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、管理部を担当部署とし、不当要求防止責任者を選任のうえ、所轄官庁および関連団体と緊密に連携を図りながら、その排除に努めるとともに、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。

ニ．当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備し、運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議・決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、保存・管理する。

ロ．当社は、情報セキュリティに関する基本方針および諸規程の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理基本規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を整備、構築する。

ロ．「リスク管理基本規程」に基づき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を推進する。

ハ．不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる努力をする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、年度予算を策定し、全社的な目標および各組織の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、取締役会で報告し、以後の活動に反映して効率的な職務執行を目指す。

ロ．また、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督などを行う。また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する取締役および組織長を招集し、意思決定会議を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役と子会社の取締役との間で、定期的に会合を行う。また子会社は同規程に定める重要事項について当社の承認を受けるとともに、同規程に定める経営状況、経営指標等の報告を行うものとする。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理基本規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を構築させ、適宜報告を受けるものとする。

また、子会社において損失リスクが顕在化した場合には、「子会社管理規程」に従い速やかに当社に報告し、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで損失の拡大を防止する。

ハ．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを対象とした年度予算を策定し、当社グループの目標および各子会社の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、子会社の取締役が参加する組織長会議で報告し、以後の活動に反映して子会社の効率的な職務執行を目指す。

また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する当社の取締役および子会社の取締役を招集し、意思決定会議を行う。

ニ．子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「EAJ行動規範」、「コンプライアンス規程」および「内部通報制度運用規程」を当社グループ全体に適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備・確立を推進する。

また、当社の内部監査室は、定期的に当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社社長に報告するとともに、被監査子会社にフィードバックすることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制を強化していく。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、必要な使用人を配置する。

⑦ 前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

また当該補助使用人の人事異動・人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査等委員会に報告する。

ロ．当社グループは、監査等委員会への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。

ハ．内部監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。

ニ．内部通報窓口への通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、通報状況とその処理の状況は定期的に監査等委員会に報告する。

ホ．内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が希望する場合には、速やかに監査等委員会に報告する。

⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、さまざまな機会をとらえて、当社グループの取締役、使用人の監査等委員会監査に対する理解を深めさせ、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

ロ．当社社長は、監査等委員会との定期的な意見交換会を開催し、監査等委員会が意見または情報の交換ができる体制とする。

ハ．内部監査人は、監査等委員会との連絡会議を定期的にまた必要に応じて開催し、取締役および使用人の業務の適法性、妥当性について監査等委員会が報告を受けられる体制とする。

ニ．当社は、監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制づくりに向けて必要な施策を実施する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に対する取り組み

イ．社長を委員長とするリスク管理委員会を年４回開催し、コンプライアンス関連の議題を取り上げて検討を行い、会社の体制・業務等のチェックおよび改善と教育・啓蒙活動を行いました。また、内部通報制度についても、「内部通報制度運用規程」に基づき、適正に運用いたしました。さらに、コンプライアンス便りおよびコンプライアンスメールマガジンを定期的にEAJグループ内に配信し、コンプライアンスの教育・啓蒙を行っています。

ロ．内部監査室が全組織の内部監査を定期的に実施し、その結果を社長に報告するとともに、被監査組織にフィードバックしております。

ハ．取引先との間で締結する全契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込む他、反社会的勢力排除の活動を継続しています。

ニ．金融商品取引法に基づく内部統制システムの運用を継続し、期末には本システムが適正に機能しているか、全組織にわたり監査を実施し大きな問題の無いことを確認しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に対する取り組み

イ．取締役会における意思決定の内容や職務執行状況の報告等を取締役会議事録に記録し、また、稟議決裁書には取締役の決裁、コメント等を記録しました。「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、これらの文書を保存・管理しております。

ロ．情報インフラを守るため、その基準となる「情報システム安全管理規程」の見直しを行うとともに、重要サーバーのデータセンターへの移設、各種セキュリティソフトの導入等の保護対策を実施しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取り組み

イ．社長を委員長とするリスク管理委員会を年４回開催し、具体的なリスクの対策検討や他社事例の研究等を行いました。

ロ．ソーシャルメディアによる情報発信に伴うリスクに対応するために、ソーシャルメディア利用管理規程を制定いたしました。

④　取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制に対する取り組み

イ．年度予算を策定するとともに、毎月１回の定時取締役会で月次決算の内容および予算と実績の対比を報告し、業務推進の指針としました。また、全社および各組織の事業計画を策定し、半期と期末にフォローを実施し、以降の計画に反映しました。

ロ．毎月１回開催する定時取締役会に加えて、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定等を機動的に行ないました。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制に対する取り組み

イ．リスク管理委員会に子会社の代表者も出席し、コンプライアンス関連の議題を取り上げて共に検討を行いました。

ロ．当社の取締役常勤監査等委員および内部監査室長がイギリス事業所に出張し、実地監査を行いました。また、当社の会計監査人がタイの子会社に出張し、実地監査を行いました。

ハ．子会社を含む当社グループの年度予算および事業計画を策定し、毎月１回子会社の代表者が参加する組織長会議において、月次決算の内容および予算と実績の対比を報告させるとともに、当社取締役との間で経営課題の意見交換を行っております。

⑥　監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に対する取り組み

イ．監査等委員会補助使用人を定め、監査等委員会の指揮命令のもとに、上記(5)で掲げた体制で定めている監査等委員会への報告義務を当社グループ内に周知しております。

ロ．毎月１回開催する子会社代表も出席する組織長会議への監査等委員の出席を求めるとともに代表取締役社長、内部監査人、会計監査人との情報交換の場を定期的に設け、監査等委員会監査の実効性の確保に繋げております。

ハ．監査等委員会の計画どおり監査等委員の往査費用、日本監査役協会費用等を支出しています。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益分配につきましては、当社は、株主のみなさまへの利益還元を最も重要な課題のひとつと考えて経営にあたっております。従って、経営基盤の強化と長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しながらも、出来る限り継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

このような観点から、当社は、年１回の期末配当を行うことを基本として、資本政策および配当政策の機動性確保の観点から、剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、1株当たり5円を予定しております。

また、自己株式の取得につきましては、当社は、適切と判断した時期に実施することを検討しております。

連結貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,792,165	流動負債	1,307,663
現金及び預金	976,461	買掛金	6,516
売掛金	171,906	短期借入金	660,000
仕掛品	32,094	一年内返済予定の長期借入金	54,988
立替金	519,199	未払金	100,095
繰延税金資産	3,978	未払法人税等	2,504
その他	89,711	前受金	112,106
貸倒引当金	△1,186	前受収益	256,081
固定資産	327,326	その他	115,371
有形固定資産	105,298	固定負債	61,452
建物	33,358	長期借入金	39,420
器具及び備品	58,644	繰延税金負債	16,872
その他	13,296	その他	5,160
無形固定資産	137,441	負債合計	1,369,116
ソフトウェア	137,441	（純資産の部）	
投資その他の資産	84,586	株主資本	695,409
繰延税金資産	405	資本金	303,988
その他	84,180	資本剰余金	205,805
		利益剰余金	185,729
		自己株式	△113
		その他の包括利益累計額	35,675
		為替換算調整勘定	35,675
		新株予約権	19,290
		純資産合計	750,376
資産合計	2,119,492	負債純資産合計	2,119,492

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,567,022
売上原価		1,954,164
売上総利益		612,857
販売費及び一般管理費		550,214
営業利益		62,643
営業外収益		
受取利息	986	
助成金収入	214	
その他	752	1,953
営業外費用		
支払利息	4,041	
為替差損	16,806	
株式交付費	90	
その他	4,746	25,684
経常利益		38,912
特別損失		
固定資産売却損	258	
固定資産除却損	245	503
税金等調整前当期純利益		38,408
法人税、住民税及び事業税	9,829	
法人税等調整額	3,323	13,153
当期純利益		25,255
親会社株主に帰属する当期純利益		25,255

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	303,237	205,054	172,791	△113	680,969
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	751	751			1,502
剰余金の配当			△12,317		△12,317
親会社株主に帰属する当期純利益			25,255		25,255
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	751	751	12,938	－	14,440
当期末残高	303,988	205,805	185,729	△113	695,409

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	26,407	26,407	14,135	721,511
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				1,502
剰余金の配当				△12,317
親会社株主に帰属する当期純利益				25,255
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	9,268	9,268	5,155	14,423
連結会計年度中の変動額合計	9,268	9,268	5,155	28,864
当期末残高	35,675	35,675	19,290	750,376

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,562,639	流動負債	1,314,769
現金及び預金	770,119	買掛金	6,516
売掛金	172,668	短期借入金	660,000
仕掛品	32,094	一年内返済予定の長期借入金	54,988
立替金	514,023	未払金	157,232
前渡金	901	未払費用	28,987
前払費用	48,040	前受金	112,106
繰延税金資産	3,978	預り金	24,589
その他	25,052	前受収益	255,713
貸倒引当金	△4,240	その他	14,633
固定資産	318,045	固定負債	41,659
有形固定資産	50,663	長期借入金	39,420
建物	29,160	関係会社事業損失引当金	2,239
器具及び備品	21,503	負債合計	1,356,428
無形固定資産	130,843	（純資産の部）	
ソフトウェア	130,843	株主資本	504,966
投資その他の資産	136,538	資本金	303,988
関係会社株式	77,956	資本剰余金	205,805
長期貸付金	19,800	資本準備金	89,988
繰延税金資産	405	その他資本剰余金	115,817
その他	38,376	利益剰余金	△4,714
		その他利益剰余金	△4,714
		自己株式	△113
		新株予約権	19,290
		純資産合計	524,257
資産合計	1,880,685	負債純資産合計	1,880,685

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年１月１日から 平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,530,877
売上原価		1,968,739
売上総利益		562,138
販売費及び一般管理費		542,356
営業利益		19,781
営業外収益		
受取利息	35	
その他	549	585
営業外費用		
支払利息	4,041	
為替差損	16,596	
株式交付費	90	
その他	4,703	25,431
経常損失		5,064
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	2,239	2,239
税引前当期純損失		7,303
法人税、住民税及び事業税	△1,062	
法人税等調整額	340	△721
当期純損失		6,581

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から 平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	303,237	89,237	115,817	205,054	14,184	14,184	△113	522,362
事業年度中の変動額								
新株の発行	751	751		751				1,502
剰余金の配当					△12,317	△12,317		△12,317
当期純損失					△6,581	△6,581		△6,581
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	751	751	－	751	△18,898	△18,898	－	△17,396
当期末残高	303,988	89,988	115,817	205,805	△4,714	△4,714	△113	504,966

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	14,135	536,498
事業年度中の変動額		
新株の発行		1,502
剰余金の配当		△12,317
当期純損失		△6,581
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	5,155	5,155
事業年度中の変動額合計	5,155	△12,241
当期末残高	19,290	524,257

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月21日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　栗　栖　孝　彰　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　谷　はるみ　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月21日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　栗　栖　孝　彰　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　谷　はるみ　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月21日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社　監査等委員会

監査等委員会委員長　勝　田　和　行　㊞
常勤監査等委員　榊　原　牧　子　㊞
監査等委員　三　宅　秀　夫　㊞

（注）監査等委員勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化等を図るため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条　（条文省略）	第1条　（現行どおり）
（目的） 第2条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。	（目的） 第2条　（現行どおり）
(1)疾病、災害、事故等に遭遇した人に対する医療機関の紹介、予約代行、医療通訳、緊急搬送等のサービス（医療アシスタンスサービス）の提供事業	（1）疾病、災害、事故等に遭遇した人に対する医療機関の紹介、予約代行、医療通訳、緊急搬送および医療機関に対する支払保証・立替払い等のサービス（医療アシスタンスサービス）の提供事業
（2）～(3)（条文省略）	（2）～(3)（現行どおり）
	（4）医療機関に対する医療通訳・医療費の請求代行、支払保証・立替払い等のサービスの提供事業
（4）道路上における故障車・事故車等の救援、移動等のサービスの提供事業	（5）道路上における故障車・事故車等の救援、移動等のサービスの提供事業
（5）交通、宿泊、飲食、催し事等の予約代行ならびに物品購入、電話受付等の代行事業	（6）交通、宿泊、飲食、催し事等の予約代行ならびに物品購入、電話受付等の代行事業

現行定款	変更案
(6) 旅行業法に基づく旅行業、ならびに旅行に関する総合コンサルティング事業 (7) 損害保険代理事業 (8) 前各号に付帯する一切の事業	(7) 旅行業法に基づく旅行業、ならびに旅行に関する総合コンサルティング事業 (8) 損害保険代理事業 (9) 電気通信事業法による届出電気通信事業 (10) 前各号に付帯する一切の事業

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名全員が任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 （再任）	吉田（よしだ）　一正（かずまさ） （昭和30年４月３日）	昭和58年４月　山一證券株式会社入社 平成４年10月　CICユニオンユーロピエンヌ銀行駐日レプレゼンタティブ就任 平成６年６月　ワールドアクセスジャパン株式会社代表取締役就任 平成８年11月　エクサン証券（現BNPパリバ証券）駐日代表就任 平成15年10月　当社　代表取締役社長就任（現任） 平成17年７月　EJUS（注２）代表取締役就任 平成17年11月　EJS（注３）取締役就任（現任） 平成18年１月　EJC（注４）董事長就任（現任） 平成18年５月　EJT（注５）取締役就任（現任） 平成24年３月　EJB（注６）取締役就任（現任） 平成27年４月　EJUS取締役就任（現任） 平成28年３月　営業部、B2事業部門（注７）、IT戦略担当 平成29年８月　医療事業部担当（現任）	802,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社の代表取締役社長を長年務め、強いリーダーシップを発揮して当社の経営を担ってきた実績と、当社の経営全般及びアシスタンス業界に関する豊富な経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 （再任）	前川義和 （昭和20年４月21日）	昭和44年７月　大阪ガス株式会社入社 平成13年６月　株式会社ガスアンドパワーインベストメント（現 株式会社ガスアンドパワー）取締役就任 平成16年６月　同社　常務取締役就任 平成17年７月　株式会社コーディネイツ大阪　顧問 平成21年12月　当社入社　顧問 平成22年３月　当社常勤監査役就任 平成25年３月　当社常務取締役就任、管理部担当（現任） 平成26年３月　当社　ＩＲ室長（現任） 平成28年３月　当社取締役副社長就任（現任） 平成29年８月　医療事業部長（現任）	16,000株
	【取締役候補者とした理由】 大手企業において長年経営管理業務に携わってきた経験及びこれまでの当社取締役としての実績と経営全般並びに経営管理業務に関する豊富な知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 （再任）	倉田　潔 （昭和29年８月７日）	昭和56年11月　山一證券株式会社入社 昭和63年２月　UBS証券株式会社入社　機関投資家営業部長 平成２年８月　JPモルガン証券株式会社入社　機関投資家営業部本部長　派生商品営業部部長 平成６年11月　ドレスナー・クラインオートベンソン証券会社入社　国内営業本部長 平成10年10月　ビー・エヌ・ピー投信株式会社（現ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社）入社　マネジング・ディレクター 平成22年４月　同社　専務執行役員 平成23年８月　同社　代表取締役就任 平成26年８月　同社　営業本部顧問 平成27年10月　当社入社　管理部担当部長 平成28年３月　当社営業企画部長 平成29年３月　当社取締役就任、営業部担当（現任）、B1事業部門（注８）担当（現任）、EJC董事（現任） 平成29年８月　当社取締役副社長就任（現任）、N事業部門（注９）管掌、B2事業部門担当（現任） 平成30年２月　N事業部門担当（現任）、インバウンド戦略・体制整備担当（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 ビー・エヌ・ピー投信株式会社（現ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社）等において要職を歴任してきた経験と、経営管理及び営業に関する豊富な経験と見識を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 （再任）	千代隆明 （昭和46年6月25日）	平成７年７月　World Access, Inc.（現Allianz Global Assistance）入社 平成17年12月　当社入社　EJS代表取締役社長就任 平成19年６月　EJC董事兼総経理 平成25年３月　当社取締役就任（現任）、ネットワーク部担当（現任）、ネットワーク部長 平成26年２月　N事業部門担当、国際医療事業部長 平成26年３月　国際プロジェクト事業部長 平成28年３月　インバウンド戦略・体制整備担当 平成30年３月　EJC董事（現任）	6,400株
	【取締役候補者とした理由】 当社の取締役及びネットワーク部長、国際医療事業部長、国際プロジェクト事業部長などを歴任し、豊富な実務経験と実績を有し、当社の経営全般に関する幅広い知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 （再任）	ソル・エーデルスタイン （Sol Edelstein） （昭和20年４月29日）	昭和48年９月　ピッツバーグ大学メッドセンター勤務 昭和56年９月　ジョージワシントン大学医学部教授就任（現任） 平成５年１月　World Access, Inc.（現Allianz Global Assistance）代表取締役就任 平成12年４月　Vanter Ventures Inc.（現Vanter Cruise Health Services, Inc.）CEO就任（現任） 平成15年１月　当社代表取締役就任 平成15年10月　当社取締役就任（現任） 平成17年７月　EJUS取締役就任 平成27年４月　EJUS代表取締役就任（現任） 平成28年３月　国際戦略担当（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 医師としての豊富な実務経験及びアメリカのアシスタンス企業における長年の経験と、医学及びアシスタンス業界に関する幅広い知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan （U.S.A.）, Inc.であります。
３．EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan （Singapore） Pte. Ltd.であります。
４．EJCの正式名称は北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。
５．EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co.,Ltd.であります。
６．EJBの正式名称はEmergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.であります。
７．B2事業部門とは、CRMS部をいいます。
８．B1事業部門とは、RMS部及びCA部をいいます。
９．N事業部門とは、国際医療第一部、国際医療第二部及び国際プロジェクト事業部をいいます。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役３名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 （再任）	榊原牧子 （昭和20年４月17日）	平成７年11月　株式会社SOSジャパン（現インターナショナルSOSジャパン株式会社）入社 平成12年９月　ワールドアクセスジャパン株式会社入社 平成15年２月　当社入社 平成17年１月　当社メディカルアシスタンス部長 平成23年１月　当社国際医療支援推進室長 平成25年４月　当社国際医療事業部担当部長 平成26年３月　当社常勤監査役 平成28年３月　当社取締役常勤監査等委員（現任）	2,200株
	【取締役候補者とした理由】 当社の設立当初から医療アシスタンス事業の立ち上げに貢献するとともに、メディカルアシスタンス部長、国際医療支援推進室長等の要職を歴任しており、豊富な実務経験とアシスタンス業界に関する知見を当社の監査等委員会体制に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2（再任）	勝田和行（かつだかずゆき）（昭和20年４月12日）	昭和44年３月　日本生命保険相互会社入社 平成12年７月　同社　常勤監査役 平成13年６月　ニッセイ同和損害保険株式会社　監査役 平成16年６月　同社　常務取締役 平成20年６月　ニッセイ・ビジネス・サービス株式会社　代表取締役副社長 平成22年３月　当社社外監査役 平成28年３月　当社取締役監査等委員（監査等委員会委員長）（現任）	8,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 大手保険会社の取締役及び監査役、日本経営倫理学会理事を務めた経験と保険業界に関する豊富な知見を当社の監査等委員会体制に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。		
3（再任）	三宅秀夫（みやけひでお）（昭和28年１月21日）	昭和55年９月　公認会計士登録　プライスウォーターハウス入所 平成６年７月　青山監査法人代表社員 平成７年８月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 平成19年11月　三宅秀夫公認会計士事務所所長（現任） 平成19年11月　株式会社マネジメントエンジン・ジャパン代表取締役（現任） 平成22年３月　当社社外監査役 平成28年３月　当社取締役監査等委員（現任）	8,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士として大手監査法人に長年勤めてきた経験と、企業会計等に関する専門的な知識を当社の監査等委員会体制に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
　　２．勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、社外取締役候補者であります。

3．勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって２年となります。
4．当社は、勝田和行氏及び三宅秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5．当社は、榊原牧子氏、勝田和行氏、三宅秀夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。榊原牧子氏、勝田和行氏、三宅秀夫氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

平成28年3月25日開催の第13回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された久保公雄氏、岡野秀章氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役榊原牧子氏の補欠として久保公雄氏を、監査等委員である社外取締役勝田和行氏及び三宅秀夫氏の補欠として岡野秀章氏を、それぞれ選任することをお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 （再任）	久保公雄（くぼきみお） （昭和18年３月12日）	昭和40年４月　大阪ガス株式会社入社 平成４年10月　オージー警備防災株式会社（現 大阪ガスセキュリティサービス株式会社）代表取締役専務就任 平成12年６月　同社　代表取締役社長就任 平成16年６月　株式会社オージーキャピタル監査役就任 平成20年10月　当社内部監査室長 平成22年10月　当社顧問	3,200株
	【補欠の取締役候補者とした理由】 大手企業の経理業務及び大手企業の子会社の経営管理並びに監査役を幅広く経験するとともに、当社の内部監査室長も務めた実績から、これらの経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、引き続き補欠の取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 （再任）	岡野秀章 （昭和44年５月19日）	平成５年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成10年８月　大阪ガス株式会社入社 平成20年７月　岡野公認会計士事務所開設（現任） 平成20年12月　SHO-BI株式会社監査役 平成27年12月　SHO-BI株式会社取締役(監査等委員)（現任）	200株
	【補欠の社外取締役候補者とした理由】 公認会計士及び税理士の資格を保有し、豊富な企業監査の実績と東証一部上場企業の監査役としての経験を有していることから、企業会計等に関する専門的な知識・経験と監査役としての経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、引き続き補欠の社外取締役候補者としました。なお、岡野秀章氏はこれまで会社経営に関与しておりませんが、上記の理由により、適切に職務を遂行することができるものと考えております。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．岡野秀章氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び使用人に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に割り当てる新株予約権については、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、平成28年3月25日開催の定時株主総会において監査等委員でない取締役は年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいた確定金額報酬とは別枠の報酬等として、その具体的な算定方法及び内容につきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、当社は、本新株予約権が取締役及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益の向上を図ることを目的として割り当てられるストック・オプションであり、その具体的な算定方法および内容は相当なものであると考えております。

また、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名となります。

なお、各取締役への支給時期及び配分については、取締役会に一任願いたいと存じます。

記

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を継続的に確保するため。

２．新株予約権の割当てを受ける者

割当日において、当社に在任又は在職する取締役及び使用人

３．新株予約権の割当日

本株主総会の日から１年以内の一定の日

４．新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の数

130個を上限とする。ただし、当社取締役への新株予約権の割当数は、会社業績及び業務執行の状況・貢献度等を考慮し、100個を上限とする。

なお、本新株予約権１個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、後述（3）①に定める目的となる株式の数の調整を行った場合は、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数についても同様の調整を行う。

（２）新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないこととし、無償で発行する。

（３）新株予約権の内容

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式13,000株（新株予約権１個当たりの目的となる株式数100株）を上限とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に(3)①に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（１円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割又は併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times 1株当たり払込金額}{1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日から2年を経過した日を始期として平成40年2月29日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

ⅰ　本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要する。任期満了による退任または定年退職の場合はこの限りではない。

ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができない。

⑦新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転についての株式移転計画書、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書又は新設分割計画書の議案について株主総会の承認決議がなされた場合には、当社は、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合には取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

⑧組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ニ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ　新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ト　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ　新株予約権の行使の条件

上記⑥に準じて決定する。

リ　新株予約権の取得事由

上記⑦に準じて決定する。

ヌ　新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

⑪その他の細目事項

本新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

5．取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する本新株予約権の額は、割当日における本新株予約権１個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割当てる本新株予約権の総数を乗じた額といたします。本新株予約権の公正価額は、企業会計基準委員会が平成17年12月27日に公表している企業会計基準第8号の「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号の「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に従い、適切に評価した価額といたします。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区春日一丁目16番21号　文京シビックセンター26階
スカイホール
電話：03-5803-1100

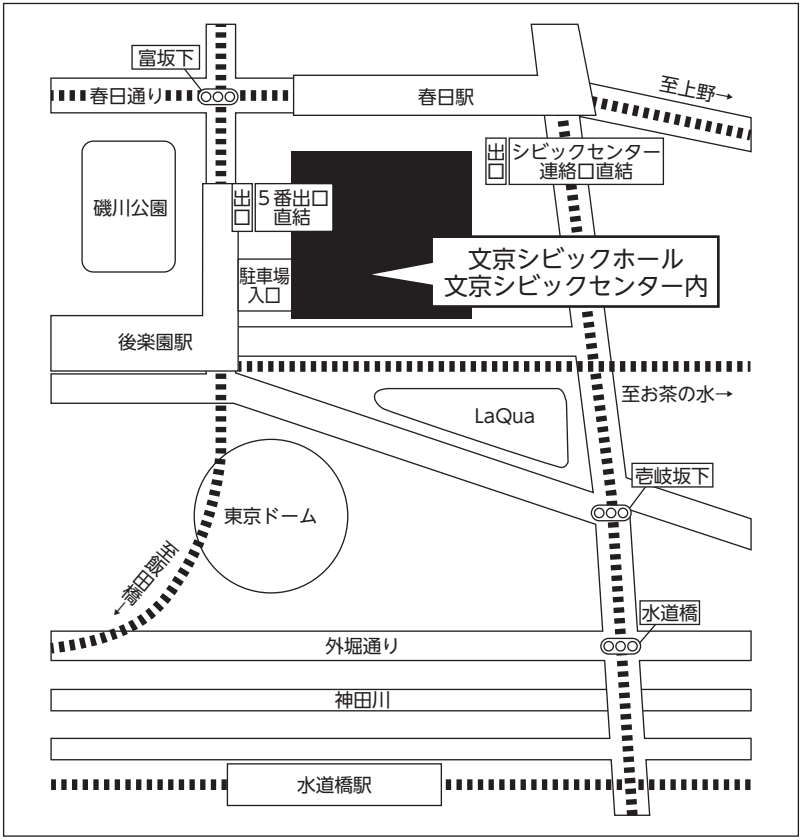

■交通のご案内
・東京メトロ丸ノ内線・南北線　後楽園駅直結
・都営地下鉄三田線・大江戸線　春日駅（文京シビックセンター前）文京シビックセンター連絡口直結
・JR中央・総武線水道橋駅から徒歩約10分
※なお、駐車場の準備はしておりませんので、ご来場に際しましては公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。